

景観形成地区基準

(13) 千里丘北地区

(ア) A地区

a. 工作物

景観形成地区基準	チェック	備考								
(1) 周辺環境と調和した意匠とする。										
<p>(2) 道路に面する部分の工作物の色彩は、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材の色彩、注意喚起のための色彩及び歴史的・文化的な工作物の色彩は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="291 502 1310 646"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td rowspan="2">8.5以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>Y R (黄赤)</td> <td>3.0以下</td> </tr> </tbody> </table>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	8.5以下	—	Y R (黄赤)	3.0以下		
色 相	明 度	彩 度								
無彩色	8.5以下	—								
Y R (黄赤)		3.0以下								
(3) かき又はさくの色は、黒又は茶系を基本とする。										
(4) 質感、素材感があり、劣化しにくい素材とする。										